

大和市告示第 1 7 3 号

大和市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 5 9 年大和市条例第 1 1 号）第 1 1 条第 2 項及び第 4 項並びに第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を移動した。

平成 2 8 年 9 月 6 日

大和市長 大 木 哲

1 自転車等を移動した日等

| 自転車等を移動した日                   | 移動した自転車等の台数 |         | 自転車等が放置されていた場所                                                                                                | 自転車等の保管場所          |
|------------------------------|-------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
|                              | 自 転 車       | 原動機付自転車 |                                                                                                               |                    |
| 平成 2 8 年 8 月 1 日から同月 3 1 日まで | 2 7 台       | 0 台     | 中央林間駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                             | 大和市鶴間一丁目 2 1 番 4 号 |
| 同                            | 2 2         | 0       | 南林間駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                              | 同                  |
| 同                            | 2 3         | 0       | 鶴間駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                               | 同                  |
| 同                            | 4 9         | 1       | 大和駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                               | 同                  |
| 同                            | 5           | 0       | 桜ヶ丘駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                              | 同                  |
| 同                            | 8           | 0       | 高座渋谷駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                             | 同                  |
| 同                            | 5           | 0       | 相模大塚駅周辺自転車等放置禁止区域                                                                                             | 同                  |
| 同                            | 4 5         | 1       | 大和市下鶴間、中央林間一丁目及び三丁目、西鶴間二丁目、四丁目及び六丁目、桜森二丁目、上草柳三丁目、深見西三丁目及び六丁目、深見、大和東一丁目、柳橋三丁目、福田一丁目及び八丁目、代官二丁目並びに渋谷一丁目地内の公共の場所 | 同                  |
| 同                            | 4           | 0       | 大和駅プロムナード自転車駐車場                                                                                               | 同                  |

2 自転車等の保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して 6 0 日間

3 自転車等の引取方法

(1) 引 取 場 所

大和市鶴間一丁目 2 1 番 4 号

(2) 引 取 日 時

次に掲げる日を除く日の午後 1 時から午後 4 時まで

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日

(3) 移動及び保管に要した費用

自 転 車 1 台につき 2, 0 0 0 円

原動機付自転車 1 台につき 4, 0 0 0 円

(4) 持参するもの

住所及び氏名が確認できるもの並びに自転車等の鍵

4 自転車等の引取りのない場合の措置

保管期間が経過した自転車等は、処分する。

5 連絡先

大和市都市施設部道路安全対策課